

○高齢者講習実施規程

北海道警察本部告示第89号

平成10年9月29日

改正 平成13年1月12日北海道警察本部告示第6号、14年5月31日第93号、17年1月21日第15号、5月31日第78号、18年3月10日第39号、19年6月1日第74号、22年10月29日第375号、24年10月2日第358号、25年8月30日第302号、28年3月18日第144号、29年3月10日第140号、令和元年5月28日第253号、9月27日第443号、3年3月30日第178号、4年5月13日第246号、10月28日第502号、5年6月30日第371号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の規定に基づき、高齢者講習実施規程を次のように定める。

高齢者講習実施規程

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第7章の2の規定による高齢者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（講習実施基準）

第2条 講習は、別表第1の高齢者講習実施基準に従い実施するものとする。

2 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）の課題及び実施要領は、別表第2に定めるとおりとする。

3 講習は、普通自動車対応免許（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許をいう。第6条第1項において同じ。）以外の免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の3第4項又は道路交通法施行令第37条の6の3に規定する基準に該当する者をいう。）に対する講習並びに臨時高齢者講習（法第101条の7第4項の規定により行う高齢者講習をいう。第6条第1項第1号において同じ。）と合同で実施することができる。

（学級編成）

第3条 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。

（講習方法等）

第4条 講習方法は第2条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）については、講習指導員（以下「指導員」という。）1人に対し、受講者5人以内を基準とするものとする。
- (2) 実車による指導については、指導員1人に対し、受講者5人以内を基準とするものとする。この場合において、受講者1人当たりの指導時間を少なくともおおむね20分を確保するとともに、走行時間を少なくともおおむね10分間（ならし走行（講習に使用する車両の車両感覚に慣れさせることを目的として、受講者に当該車両を運転させることをいう。以下同じ。）の走行時間を除く。）とし、1,200メートル以上の距離（ならし走行の走行距離を除く。）を走行させて行うものとする。
- (3) 指導員は、実車による指導においては、受講者の課題の履行状況、日常の運転頻度等について、運転評価票（別記様式第1号）を作成するものとする。
- (4) 受講者の体調及び運転技能並びに降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合は、運転シミュレーターを使用するなどの措置を講ずることにより、運転操作の指導を行うものとする。

（講習用教材等）

第5条 講習に使用する教材等は、高齢者講習用に作成した教本並びに交通実態、危険予測、事故事例等に関する資料及び視聴覚教材（以下「視聴覚教材等」という。）で北海道警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）が指定するもの並びに運転適性検査用紙のほか、次に掲げるとおりとする。ただし、各方面の交通実態等に応じた視聴覚教材等で当該方面本部長が指

定するものを使用する場合は、この限りでない。

- (1) 実車による指導に使用する車両（以下「講習車両」という。）は、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキを備えた普通自動車とする。
- (2) 運転適性検査器材による指導に使用する運転適性検査器材は、動体視力及び夜間視力の変化を測定する検査器並びに水平方向の視野の範囲又は視野の欠損状況を測定する検査器とする。

（講習車両の特例等）

第6条 実車による指導において、受講者が身体に障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件が付されている場合等のやむを得ない事情により、自己の保有する車両の持込みを希望する場合には、当該車両が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものであり、かつ、指導員が走行順路の教示及び口頭による是正措置の指示等を明確に行うことができる場合に限り、当該車両の使用を認めるものとする。この場合において、当該受講者に対し、あらかじめ、講習手数料が減額されないことを教示するものとする。

2 講習において、特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。）が付されている者に対しては、当該特定後写鏡等を使用することとする。

3 講習車両には、車両の前後いずれかの見やすい位置に、標識（別記様式第1号の3）を表示しなければならない。

（講習会場の表示）

第7条 講習会場には、その入口に北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習であることを明示する看板等を掲示するものとする。

（講習実施責任者）

第8条 講習の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習会場ごとに講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置き、施設の長又は長を直接補佐する職員の中から指定する者をもって充てるものとする。

2 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管理し、講習が効果的かつ適切に行われるようにしなければならない。

（講習計画の承認）

第9条 規則第48条に規定する管理者（以下「管理者」という。）は、受託に係る講習に関し、北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部交通課長（以下「本部主管課長」という。）と協議の上、高齢者講習実施計画書（別記様式第2号。以下「講習計画書」という。）により、委託契約締結後速やかに、年間の講習計画を策定し、規則第50条の規定による承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定により承認を受けた講習計画を変更するときは、講習計画書により速やかに本部主管課長に報告しなければならない。

第10条 削除

（受講手続等）

第11条 受講者からあらかじめ受講の申込みを受けた責任者は、高齢者講習受講者名簿（別記様式第3号。以下「受講者名簿」という。）に必要事項を記載するとともに、受講者数が受入れ限度数を超えることのないように調整して申込みを受け、講習の当日に受講者から受講申請書に講習手数料として所要の北海道収入証紙を貼付させて受け付けるものとする。

2 責任者は、受講者から受講申請書の提出を受けるときは、受講者が現に所有する運転免許証及び法第101条の4第5項の規定により送付された書面の提示を求めるものとする。

（受講者の確認）

第12条 指導員は、講習の出席状況を確認するため、講習の開始時に受講者名簿により点呼を実施し、欠講者のあるときは、その旨を付記するものとする。

（終了証明書の交付）

第13条 道路交通法施行規則第38条第18項に規定する高齢者講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）は、講習を終了した受講者に対し、講習会場において責任者が交付するものとする。

2 責任者は、受講者に終了証明書を交付するときは受講者名簿に終了証明書の番号を記載する

とともに、取扱者名を記載するものとする。

（終了証明書の再交付）

第14条 終了証明書の交付を受けた者が終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより終了証明書の再交付を申請したときは、終了証明書を再交付することができる。

2 終了証明書の再交付の申請は、高齢者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第4号。以下「終了証明書再交付申請書」という。）により当該再交付申請者が講習を受講した講習会場の責任者に対して行うものとする。

3 第1項の規定により再交付する終了証明書については、その右側上部に「再交付」と朱書きするとともに、再交付申請者が講習を受講したときの受講者名簿の備考欄に再交付の旨を記載しておくものとする。

（受講者名簿等の送付）

第15条 責任者は、講習を実施したときは受講申請書及び受講者名簿の写しを、終了証明書の再交付の申請があったときは終了証明書再交付申請書を速やかに本部主管課長に送付しなければならない。

（講習実施上の留意事項）

第16条 管理者は、法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する講習を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 臨時高齢者講習の実施日の設定に当たっては、法第101条の7第6項の規定により、受講者が道路交通法施行規則第29条の2の6第2項に規定する臨時高齢者講習通知書の通知を受けた日の翌日から起算して1か月を超えることとなるまでに受講しなければならないことに配慮すること。

(2) 実車による指導は、受講者が適切に履行できなかった課題について重点的に指導し、自己の運転技能の現状を客観的に自覚させるとともに、受講者の運転技能の程度等に応じた指導を行うこと。

2 指導員は、講習を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 実車による指導を行う前には、受講者の緊張をほぐすため準備運動を行わせるなど、講習中の事故防止に配慮すること。

(2) 受講者に対しては、受講者がペーパードライバーであっても講習の進行を適切に行って講習を終了させること。

(3) 第2条第3項の規定により講習を合同で実施する場合には、道路交通法施行令で定める違反行為を行った者が講習を受講していることを念頭に置き、その者のプライバシーの保護に配慮すること。

3 指導員は、講習中に事故が発生したときは、負傷者の救護その他応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の発生日時、発生場所、負傷者数及び負傷の程度並びに事故の状況を管理者に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた管理者は、速やかにその内容を本部主管課長に報告しなければならない。

（委託する事務の範囲）

第17条 受託者が行う講習の実施に関する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 講習の実施に必要な施設、教材等の提供

(2) 指導員の確保

(3) 講習の受付

(4) 受講者名簿の作成

(5) 講習の実施

(6) 終了証明書の作成及び交付（再交付を含む。）

(7) 前各号の事務に付随する事務

（結果報告）

第18条 責任者は、講習の実施結果を高齢者講習業務日誌（別記様式第5号）に記載するとともに、翌月の5日までに、高齢者講習実施結果報告書（別記様式第6号）により管理者に報告するものとする。

- 2 管理者は、各月ごとの講習実施結果を取りまとめ、翌月の10日までに、高齢者講習実施結果総括報告書（別記様式第7号）により、交通部長又は方面本部長に報告しなければならない。

（簿冊の備付）

第19条 受託者は、次に掲げる簿冊を備付け、講習事務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 高齢者講習指導員名簿（別記様式第8号）
- (2) 講習計画書
- (3) 高齢者講習業務日誌（責任者において備付け）
- (4) 高齢者講習実施結果報告書
- (5) その他委託に関する関係書類

- 2 前項の簿冊を保存すべき期間は、委託事務を完了した日の属する年度の翌月から2年間とする。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則〔平成13年北海道警察本部告示第6号〕

この規程は、平成13年1月12日から施行する。

附 則〔平成14年北海道警察本部告示第93号〕

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則〔平成17年北海道警察本部告示第15号〕

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

附 則〔平成17年北海道警察本部告示第78号〕

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則〔平成18年北海道警察本部告示第39号〕

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔平成19年北海道警察本部告示第74号〕

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則〔平成22年北海道警察本部告示第375号〕

この規程は、平成22年10月29日から施行する。

附 則〔平成24年北海道警察本部告示第358号〕

この規程は、平成24年10月2日から施行する。

附 則〔平成25年北海道警察本部告示第302号〕

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則〔平成28年北海道警察本部告示第144号〕

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年北海道警察本部告示第140号〕

- 1 この規程は、平成29年3月12日から施行する。

- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）（以下この項において「新法」という。）第101条第1項の更新期間が満了する日（新法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日が平成29年9月12日前であるものに対する高齢者講習及び特定任意高齢者講習については、第6条の規定による改正後の高齢者講習実施規程又は第7条の規定による改正後の特定任意高齢者講習実施規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第4条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第5条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第6条の規定による改正前的高齢者講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意高齢者講習実施規程及び第8条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

附 則〔令和1年北海道警察本部告示第253号〕

この規程は、令和元年5月28日から施行する。

附 則〔令和1年北海道警察本部告示第443号〕

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則〔令和3年北海道警察本部告示第178号〕

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則実施規程、第2条の規定による改正前の取消処分者講習実施規程、第3条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第4条の規定による改正前の安全運転管理者等講習実施規程、第5条の規定による改正前の原付講習実施規程、第6条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第8条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第9条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第10条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第11条の規定による改正前の特定任意高齢者講習等実施規程及び第12条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

附 則〔令和4年北海道警察本部告示第246号〕

- 1 この規程は、令和4年5月13日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前的高齢者講習実施規程及び第2条の規定による改正前の特定任意高齢者等講習実施規程の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則〔令和4年北海道警察本部告示第502号〕

この規程は、令和4年10月28日から施行する。

附 則〔令和5年北海道警察本部告示第371号〕

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

高齢者講習実施基準

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	30分
1 講義	(1) 道路交通の現状と交通事故の実態	○ 地域における交通事故情勢 ○ 高齢者の交通事故の実態 ○ 高齢者支援制度等の紹介	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。 高齢運転者、高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、地域の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	
	(2) 運転者の心構え	○ 安全運転の基本 ○ 交通事故の悲惨さ ○ シートベルト等の着用	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	(3) 安全運転の知識	○ 高齢者の特性を踏まえた運転方法 ○ 危険予測と回避方法等 ○ 改正された道路交通法令	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。 受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分
3 実車による指導	運転適性についての指導②	○ 事前説明	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の	60分

		○ ならし走行 ○ 課題 ○ 安全指導	方法や適切な運転方法について理解させる。 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。
○ 講習時間は、2時間（普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間）とする。 ○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 ○ 2の運転適性検査器材による検査の結果に基づく指導については、1の講義の時間に行うことも可能とする。この場合においては、当該指導を1の(3)の高齢者の特性を踏まえた運転方法の一部として行うこととする。			

別表第2（第2条関係）

実車による指導の課題及び指導要領

課題	内容	実施要領	留意事項
1 ならし走行	実車による指導の実施前に、受講者の緊張を和らげるとともに、車両感覚に慣れさせる。	ならし走行は、おおむね300メートルを目安に行うこと。	受講者から車両感覚がつかめないなどの申立てがあった場合には、安全性への配慮を行った上で、他の受講者に支障を及ぼさない範囲内において、例えば、道路標識等によって一時停止が指定された場所で車両を停止させ、その停止位置等を確認させるなどの措置を講じて差し支えない。
2 指示速度による走行	指定した走行区間を、指示した速度で走行することができるかどうかについて客観的評価を行う。	○ 本課題は1回行う。 ○ コースを走行中に、具体的な走行区間及び速度について、受検者等に対して「この道路で時速40キロメートルまで加速して走行してください。」などと明確に指示すること。 ○ 指示した速度よりおおむね時速10キロメートル遅い速度に一度も達しなかった場合又は指示した速度よりおおむね時速10キロメートル以上速い速度に一度でも達した場合は、課題速度不履行と評価すること。	指定区間の距離については、実施機関の実情に応じて設定して差し支えないが、速度については、少なくとも時速30キロメートル以上に設定すること。
3 一時停止	道路標識等によって一時停止が指定された場所を走行させて、一時不停止の態様に応じて、一時不停止（小）又は一時不停止（大）のいずれかに該当するかどうかについて客観的評価を行う。	○ 本課題は2回行う。 ○ 車体の一部が、停止線を越えるまでに停止しなかったものの、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでに停止した場合は、一時不停止（小）と評価すること。 「車体の一部」とは、車体の最も先端の部分をいい、「停止線を越える」とは、停止線の最も交差点寄りの部分を越えた場合をいい、「交差道路の側線を延長した線を越える」とは、交差道路の路端を延長した線を越えた場合をいう。 ○ 車体の一部が、停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでに停止しなかった場合は、一時不停止（大）と評価すること。	○ 交差道路の側線を延長した線は、いわゆる仮想線であるため、指導員の乗車位置から確認できるよう工夫を行う。 ○ 本課題では、停止位置不適に係る課題の不履行の評価の項目は設けていないことから、受検者等が当該一時停止の道路標識等を認知してこれに従うために停止線の手前からおおむね2メートル以上手前で停止した場合は、停止線の手前まで進行するよう指示するものとする。 なお、この際に停止線を越えて停止した場合には、不履行の評価を行う。 ○ 交差点の形状等によって課題の履行状況の評価に差異が生じることのないよう、丁字路又は十字路において行う。
4 右折・左折	(1) 右側通行 交差点を右折又は左	○ 本課題は、右折・左折それぞれ2回ずつ、合計4回行う。	○ 道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないときな

	折させる際、車体が道路の中央線から右の部分にはみ出した状態に応じて、右側通行（小）又は右側通行（大）のいずれかに該当するかどうかについて客観的評価を行う。	○ 車体の一部が、道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合（車体の全部がはみ出した場合を除く。）は、右側通行（小）と評価すること。 「車体」とは、車両からドアミラーを除いたものをいい、「道路の中央線から右の部分にはみ出す」とは、車両の進行方向に向かい、道路の中央線の右端を越えた場合をいう。 ○ 車体の全部が、道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合は、右側通行（大）と評価すること。	ど、道路交通法第17条第5項各号に該当する場合は、不履行の評価の対象とはならない。 ○ 右折を開始する前に、道路の中央線から右の部分にはみ出した場合についても、右折と同様に右側通行（小）又は右側通行（大）のいずれかで評価を行う。 ○ 直進走行時に、道路の中央線から右の部分にはみ出すなど、本課題実施中以外の場合に道路の中央線から右の部分にはみ出した場合については、本課題の不履行の評価の項目に該当しない。
	(2) 脱輪 交差点を右折又は左折させる際、縁石に車輪を乗り上げ、又はコースから車輪が落輪したかどうかについて客観的評価を行う。	小回りなどによって縁石に車輪を乗り上げ、又はコースから車輪が落輪した場合は、脱輪と評価すること。	○ 車輪が縁石に接触する接輪の場合や、車輪の接地面部の一部がコースから逸脱したのみの場合は、不履行の評価の対象とならない。 ○ 右折・左折ともに2回行うため、脱輪については4回の評価の機会があることに留意する。
5 信号通過	信号機のある交差点を走行させて、信号無視の状態に応じて信号無視（小）又は信号無視（大）のいずれかに該当するかどうかについて客観的評価を行う。	○ 本課題は2回行う。 ○ 赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止しなかったものの、車体の一部が横断歩道に入るまでに停止した場合は、信号無視（小）と評価すること。 「赤色信号が表示されているとき」とは、車体の一部（車体の最も先端の部分）が停止線（停止線の最も交差点寄りの部分）を通過するときに赤色信号が表示されていることをいい、「車体の一部」とは、車体の最も先端の部分のいい、「停止線を越える」とは、停止線の最も交差点寄りの部分を越えた場合をいい、「横断歩道に入る」とは、車体の最も先端の部分が、横断歩道上にかかった場合をいう。 ○ 赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が横断歩道に入るまでに停止しなかった場合	○ 黄色信号又は赤色点滅信号が表示されているときに、停止線手前で安全に停止することができたにもかかわらず、車体の一部が停止線を越えて停止した場合は、不履行の評価の対象としない。 ○ 本課題では、停止位置不適に係る不履行の評価を行っていないことから、受講者が当該信号機を認知してこれに従うために停止線の手前からおおむね2メートル以上手前で停止した場合は、停止線の手前まで進行するよう指示するものとする。 なお、この際に停止線を越えて停止した場合には、不履行の評価を行う。

		は、信号無視（大）と評価すること。	
6 段差乗り上げ	アクセルペダルを操作して段差に乗り上げ、その後、アクセルペダルとブレーキペダルを踏み換える操作を行い、車両を直ちに停止させることができるかどうかについて客観的評価を行う。	○ 本課題は1回行う。 ○ 段差に両方の前タイヤが当たるところまで受講者に車をゆっくりと前進させ、段差に対して垂直に一旦停止させる。 ○ 次に、アクセルを踏んで発進させ、段差に乗り上げたと同時に直ちにブレーキを踏んで停止するよう明確に指示する。 ○ 段差に乗り上げて停止した際、タイヤの中心から垂直に路面と交わる点から段差の端までの距離が、おおむね1メートルを超えた場合は、乗り上げ不適と評価すること。 ○ アクセル操作の不適等により、段差に乗り上げることができなかった場合は、乗り上げ不適と評価すること。	○ 指導員の乗車位置から、段差の端からおおむね1メートルの地点が確認できるよう工夫を行う。 ○ 段差については、クリープ現象では乗り越えられない程度の高さで差し支えないため、実施機関の実情に応じて適切に設定する。
7 補助ブレーキ等	(1) 課題走行実施中の場合で、走行中の危険を回避するため、指導員がハンドル、ブレーキ等の操作の補助又は是正措置の指示を行ったときは、その状況について客観的評価を行う。	○ 衝突等の危険があると認められる場合で、当該危険を回避する目的のときに、補助ブレーキの操作等を行い、車両を停止させることができる。 「衝突等の危険があると認められる場合」とは、そのまま進行を続ければ、衝突等の差し迫った危険が発生する場合又は見通しの悪い交差点を進行するに当たり、交差道路を進行してくる車両の有無が判然としないなど、明らかに危険がないとはいえない状況において、減速及び安全確認を怠ったまま同交差点に進入しようとするなど、その運転行動自体に危険性が認められる場合をいう。 ○ 衝突等の危険が認められない場合においては、当該課題の評価項目における最も大きい評価を行うこととなるかどうかの判断が可能となるまで（例えば、信号通過の課題の場合は、赤色信号が表示されているときに停止線を通過した後、車体の一部が横断歩道上にかかるかどうかの判断が可能となるまで）は、補助ブレーキの操作等を行わない。	○ 不履行の評価を行う必要がある場合は、次のとおりとする。 - 衝突等の危険があると認められる場合で、これを回避するために補助ブレーキの操作等を行うとき。 - 危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ又はハンドルの操作が行われた場合 ○ 不履行の評価を行ってはならない場合は、次のとおりとする。 - 衝突等の危険があると認められない状況で、補助ブレーキの操作等を行う場合 - 補助ブレーキ等による不履行の評価と、課題における不履行の評価が競合した場合で、当該評価が、補助ブレーキ等による不履行の評価より大きいとき。 - 他の車両との衝突等の危険があると認めて補助ブレーキの操作等を行ったものの、これに至った原因が専ら当該他の車両の運転者側にある場合

	(2) 課題走行以外の場合で、走行中の危険を回避するため、指導員がハンドル・ブレーキ等の操作の補助又は是正措置の指示を行ったときは、その状況について客観的評価を行う。	衝突等の危険の存否にかかわらず、補助ブレーキの操作等を行うことができ、かつ、これによって車両を停止させることができる。	○ 不履行の評価を行う必要がある場合は、次のとおりとする。 - 衝突等の危険があると認められる場合で、これを回避するために補助ブレーキの操作等を行うとき。 - 危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ又はハンドルの操作が行われた場合 ○ 不履行の評価を行ってはならない場合は、次のとおりとする。 - 衝突等の危険があると認められない状況で、補助ブレーキの操作等を行う場合。 - 難易度の高い走行の実施中又は当該箇所に進入及び進出する際に、補助ブレーキの操作等を行う場合 - 指導員が走行順路を誤って教示したため受講者が走行順路を誤った場合又はやむを得ない事由が発生したため指導員の指示によって走行順路を変更した場合において、正規の走行順路に復帰するまでの間に、補助ブレーキの操作等を行うとき。 - 他の車両との衝突等の危険があると認めて補助ブレーキの操作等を行ったものの、これに至った原因が専ら当該他の車両の運転者側にある場合
8 その他	課題の中止	次のいずれかに該当したときは、実車による指導を中止するための要件として評価すること。 - 運転技能が著しく低いこと等により、おおむね20分間を大幅に経過しても課題が終了しないと見込まれるときは、課題を中止するための要件として評価を行う。ただし、課題走行の実施中における車両の故障等、受講者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。 - 指導員が、実車による指導を安全かつ円滑に実施するために必要な指示をしたにもかかわらず	

		ず、危険な走行を行うなど、正当な理由なくその指示に従わないときは、課題を中止するための要件として評価を行う。 ・ 受講者が人の死傷又は物の損壊を伴う事故を起こしたときは、課題を中止するための要件として評価を行う。ただし、当該事故について、受講者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。	
--	--	--	--

運転評価票

評価日 年 月 日	受講者	指導員
--------------	-----	-----

実施回数		課題	不履行の評価項目	1回目		2回目	
1回目	2回目			1回目	2回目		
		指示速度による走行	課題速度不履行				
		一時停止	一時不停止（小）				
			一時不停止（大）				
		右 折	脱輪				
			右側通行（小）				
			右側通行（大）				
		左 折	脱輪				
			右側通行（小）				
			右側通行（大）				
		信号通過	信号無視（小）				
			信号無視（大）				
		段差乗り上げ	乗り上げ不適				
補助ブレーキ等							
☐ 時間超過 ☐ 指示違反 ☐ 事 故							

☐ 実車による指導の中止

☐ 普通自動車を運転することができる第二種免許保有

(メモ)

注 規格は、A列4番縦長とする。

(裏面)

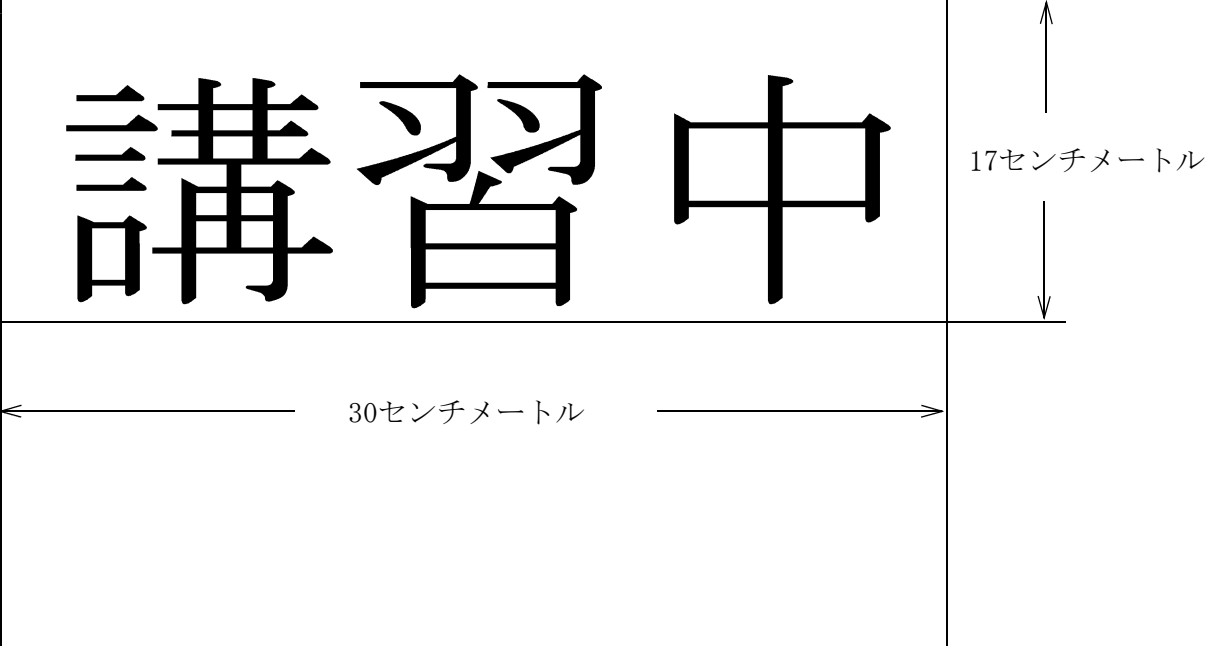
フリガナ		
氏 名		
生年月日	大 正 昭 和	年 月 日 (歳)

日ごろ車を運転 していますか	☐ 最近3年ぐらい（前回の免許証更新時以降）は運転をしていない ☐ 最近3年ぐらい（前回の免許証更新時以降）の間に運転をしている ☐ 分からない
-------------------	---

《車を運転する前の事前説明》

これから、一時停止や信号通過など、いくつかの課題を行っていただきます。
それぞれの課題を走行するときだけでなく、全体を通して法令を守った安全な
走行を行ってください。

- 1 走行速度を指示された区間では、指示された速度のプラス・マイナス10
キロメートル毎時以内で走行してください。
- 2 一時停止の標識がある場合は、必ず停止線の手前で完全に停止してくださ
い。ブレーキペダルを踏むだけではなく、車を完全に停止させる必要があり
ます。停止した際には、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのな
いようにしてください。
- 3 右折や左折をする際には、車の一部であっても反対車線に入ってしまうこ
とのないようにしてください。
- 4 信号は必ず守ってください。赤信号のときは、停止線の手前で完全に停止
してください。この際も、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことの
ないようにしてください。
- 5 段差乗り上げは、アクセルペダルを踏んで段差に乗り上げた後、すぐにブ
レーキペダルに踏み換えて停止していただく課題です。
段差乗り上げの際には、段差に乗り上げたらずぐにブレーキペダルを踏ん
で停止してください。
- 6 他の車などに衝突の危険がある場合には、指導員が補助ブレーキを踏むこ
となどがあります。
そのような交通事故の危険が発生しないよう、課題を走行するときだけで
なく、全体を通して安全運転を心がけてください。



- 注1 金属、木、その他の材料を用い、使用に十分耐えるものとする。
- 2 文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 3 「講習中」の文字の大きさは、縦、横8.0センチメートルとし、文字の線の太さは、1.0センチメートルとする。

高齢者講習実施計画書									
年 月 日									
公安委員会 殿									
(受託者)									
所在地									
氏名又は名称									
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第7章の2の規定による高齢者講習を次のとおり実施することとしたので、承認願いたく計画書を提出します。									
講習実施期間			講習場所数			講習予定人員			
年 月 ～ 年 月			箇所			人			
番号	講習場所	講習実施曜日	講習体制						責任者
			講習指導員数	講習車両数(普通)	DS数(四輪)	運転適性検査器数			
						動体視力	夜間視力	視野検査	
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							
		第 曜日							

注1 DSは、運転シミュレーターをいう。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第3号（第11条関係）

高齢者講習受講者名簿（実車指導 有 ・ 無 ）

講習会場名

講習日	年	月	日						
番号	氏 名			講習予約受付日	受講確認	講習終了証明書発行		免許証番号	備 考
						番 号	取扱者名		
				・ ・	（ 歳 ）	・ ・	受・不		
				・ ・	（ 歳 ）	・ ・	受・不		
				・ ・	（ 歳 ）	・ ・	受・不		
				・ ・	（ 歳 ）	・ ・	受・不		
				・ ・	（ 歳 ）	・ ・	受・不		
				・ ・	（ 歳 ）	・ ・	受・不		
				・ ・	（ 歳 ）	・ ・	受・不		
				・ ・	（ 歳 ）	・ ・	受・不		
				・ ・	（ 歳 ）	・ ・	受・不		
				・ ・	（ 歳 ）	・ ・	受・不		

注1 標題の括弧内には、実車による指導の有無に応じ、「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、それぞれ別葉に作成すること。

2 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第4号（第14条関係）

年 月 日

公安委員会 殿

住所
氏名
生年月日 年 月 日生（ 歳）

高齢者講習終了証明書再交付申請書

受講年月日	年 月 日
受講場所	
再交付申請理由	

高齢者講習終了証明書交付確認結果

確認年月日・責任者名	年 月 日	責任者	
原本交付年月日・番号	年 月 日	第	号
原本交付教習所			

注1 確認結果欄は、責任者が記載すること。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第5号（第18条関係）

高齢者講習業務日誌（実車指導 有 ・ 無）			
講習会場名			
実施日時	年 月 日（ ） 自 時 分 至 時 分	天候	
講習指導員	以下 名		
受講人員	予約人員 名 受講人員 名 欠講人員 名		
使用車両等	普通車 台 その他の 台 運転シミュレーター 台		
特異事項 (事故発生等)			
備考			

注1 標題の括弧内には、実車による指導の有無に応じ、「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、それぞれ別葉に作成すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第6号（第19条関係）

高齢者講習実施結果報告書（実車指導 有 ・ 無 ）

年 月 日

（受託者）

殿

名 称
責任者

（ 月分）

予約人員	名	実施人員	名
------	---	------	---

終了証明書番号	実施月日	受講者氏名	年 齢	指導員氏名
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			

注1 標題の括弧内には、実車による指導の有無に応じ、「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、それぞれ別葉に作成すること。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第7号（第18条関係）

高齢者講習実施結果総括報告書（実車指導 有 ・ 無）					
年 月 日					
公安委員会 殿					
(受託者) 所在地 氏名又は名称					
(月分)					
予約数	人	実施回数	回	実施人員	人
累 計	人	累 計	回	累 計	人

実施場所	予約数	実施日及び実施人員				合 計
	人	日 人	日 人	日 人	日 人	人
		日 人	日 人	日 人	日 人	
		日 人	日 人	日 人	日 人	
		日 人	日 人	日 人	日 人	
		日 人	日 人	日 人	日 人	
		日 人	日 人	日 人	日 人	
		日 人	日 人	日 人	日 人	

注1 標題の括弧内には、実車による指導の有無に応じ、「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、それぞれ別葉に作成すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

高齢者講習指導員名簿

教習所名	
------	--

承認番号・年月日		氏 名	生年月日	解任年月日	備 考
番 号	年月日				
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	
	・ ・		・ ・	・ ・	

注 規格は、A列4番縦長とする。